

平成 2 7 年

議会運営委員会記録

平成 2 7 年 7 月 1 5 日

和 光 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 平成27年7月15日(水曜日)
午前 9時30分 開会 午前10時25分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委 員 長	吉 田 武 司 議員	副 委 員 長	吉 田 けさみ 議員
委 員	待 鳥 美 光 議員	委 員	村 田 富士子 議員
議 長	齊 藤 克 己 議員	副 議 長	齊 藤 秀 雄 議員
委 員 外 議 員	菅 原 満 議員	委 員 外 議 員	吉 村 豪 介 議員
委 員 外 議 員	金 井 伸 夫 議員	委 員 外 議 員	内 山 恵 子 議員
委 員 外 議 員	赤 松 祐 造 議員	委 員 外 議 員	小 嶋 智 子 議員
委 員 外 議 員	安 保 友 博 議員		

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

議会事務局長	郡 司 孝 行	議会事務局次長	伊 藤 英 雄
議事課長補佐	平 川 京 子	主 任	芹 澤 奈 美
主 事	秋 元 佑 介		

◇本日の会議に付した案件

特定事件7 議会だよりの編集、作成について
特定事件8 その他議会運営に関することについて
陳情の取り扱いについて
市制45周年記念事業について

午前 9時30分 開会

○吉田武司委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。まず、会議には議長とオブザーバーとして副議長及び7名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

本日の議題は、特定事件7、議会だよりの編集、作成について、特定事件8、その他議会運営に関することについてとして陳情の取り扱いについてです。

はじめに、特定事件7、議会だよりの編集、作成についての議題から行います。お手元にわこう市議会だより No.89の原稿が配られています。

2回の編集事前打合せを経ました掲載内容について、事務局から全ページ一括して説明をお願いいたします。

○平川議事課長補佐 それでは、表紙から裏面まで通してご説明いたします。色合いにつきましては、ホワイトボードをご覧くださいと思います。

まず、表紙についてです。今回は、わこう市議会だよりNo.89でございます。説明といたしまして「今号は、第2回臨時会と6月定例会のあらましをお知らせします」としております。割付はその下の列に臨時会、左側の列に定例会の内容を掲載しています。

右側からタイトルを「議長・副議長を選出」といたしまして、写真付きで正副議長を掲載いたしました。その下、タイトルを「平成27年第2回臨時会の審議結果」とし審議件数の説明を入れ、一般会計補正予算と人事案件を選挙風景の写真とともに掲載しています。

左側に移ります。タイトルを「改選後初の定例会」とし、会期と審議件数の説明に議場の写真を入れました。その下、タイトルを「6月定例会の主な議案」とし、和光市新設小学校建設工事請負契約の変更契約の締結について、和光市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて、和光市武道館設置及び管理条例を廃止する条例を定めることについて、議員提出議案として和光市議会会議規則の一部を改正する規則を定めることについて、人事案件として和光市教育委員会委員の任命についてを掲載いたしました。一番下に、平成27年度一般会計及び駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算を掲載いたしました。一般会計補正予算は、議案第40号と議案第42号を合算し、歳出の主な内容として、4項目を掲載いたしました。

次に訂正箇所といたしまして、第2回臨時会の内容の一般会計補正予算の説明文中の冒頭で重複している「小学校」という文字の削除、同じ説明文中の後ろから3行目の事業名「和光市市立小学校建設事業」ということで「市」の文字の追加、6月定例会の一般会計補正予算の表中、「補正後の金額」を「補正後の額」に、その金額を273億285万1千円に訂正いたします。

体裁では、臨時会の部分に空欄が生じておりますので、表題、タイトル、説明文の行間を調整いたしまして、空欄をなくすご提案をしたいと思います。表紙については以上となります。

次に見開きページになります。上段は一般質問、下段は常任委員会等の構成、用語解説、陳情を掲載いたしました。訂正箇所等といたしまして、一般質問では、おおむね調整が済んでお

りますが、再度確認し修正が必要かと思われたところが4点ございます。まず村田委員の写真にキャプションの挿入、吉村議員の企画部長の答弁と熊谷議員の市長の答弁の一部を削除、吉田副委員長の質問の補記をさせていただいております。なお、答弁等につきましては、会議録では発言のとおり掲載いたしますことを申し添えます。

下段に移りまして、タイトル「常任委員会等の構成」の説明文の読点の位置、それから議会運営委員会の副議長の表記を訂正したいと思います。体裁につきましては、タイトルで議会外構成各種委員のところと用語解説の欄につきましては調整をさせていただければと思います。見開きページについては以上となります。

次に裏表紙になります。上から、議案・陳情の採決結果、9月定例会の開催予定、議会報告会を開催、本会議のインターネット録画中継、聴覚・視覚障がいのある皆さまへ、編集となっております。今回から議案・陳情の採決結果の凡例のところにおきまして、賛成、反対、欠席、棄権、除斥、趣旨採択としております。また改めて、各会派また自身の採決結果のご確認をお願いしたいと思います。説明は以上です。ご審査の程、よろしくお願いいたします。

○吉田武司委員長 事務局の説明が終了しました。

ただいまの説明に意見はございますでしょうか。

今の説明でわからないところ、またこうしたほうが良いというご意見がなければ、これで進めさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、事務局においては、ただいまの意見のとおり進めてください。特定事件7、議会だよりの編集、作成については、以上で終了をいたします。

休憩します。（午前 9時37分）

再開します。（午前 9時38分）

次に進みます。

特定事件8、その他議会運営に関することについてとして、陳情の取り扱いについてです。

陳情の取り扱いについては、これまで議会運営委員会で協議を重ねてきましたが、新体制となりましたので、いま一度現在の取り扱いを踏まえ、和光市議会として本会議で審議する陳情の基準を協議し、再確認したいと思います。

方法といたしましては、本会議で審議しない陳情を明確にし、それ以外は本会議で審議するものとして基準を確認したいと思います。

主に郵送で提出された陳情の取り扱いとなります。初めに協議するに当たり議長から、現在の基準、受付について、説明をいただいた後、会派の意見を発言いただき、協議したいと思います。ですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、議長から説明をお願いいたします。

齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 それではお手元に配付してあります陳情者の皆様へという資料は、ホームページに掲載して窓口でも配付しておりますけれども、これに沿った形で説明をさせていただきます。

現在の基準は、本会議で審議しない陳情書にある5項目を決定し、これ以外を審議する陳情として扱っております。また、会議規則に規定するこれに類するものとされる要望書や嘆願書などは陳情に含めませんが、届き次第、事務局から報告され、閲覧できる扱いとなっております。また平成26年からは本会議で審議しない陳情もホームページでその件名、受付年月日、審議しない理由を掲載し公開しております。受付では、持参・郵送は問わず、請願と同様に、陳情に必要な事項が記載され、形式的な部分が整っているかを確認し、整っているもの、郵送の場合は陳情者と連絡が取れるものを陳情として受理しております。その内容が本会議で審議されるか否かの判断はせず、市民に資料を渡し、当該陳情は、後日開催する議会運営委員会で本会議で審議するか否かを決定するという陳情書の提出後の流れ、本会議で審議する場合の委員会審査日や流れを説明し、参考人招致の場合の連絡先を確認しております。これは表側と裏側の流れですけれども、そういった形で現在行われております。

最近、郵送による市民以外の方から提出された陳情も審議しておりますけれども、この郵送の場合は市政への関連が薄いと思われるものが散見されております。和光市議会が審議する陳情の基準として、郵送による陳情を審議しない陳情に位置づけるか否かをご協議願いたいと思います。併せてもう一度確認しますけれども、本会議で審議しない陳情書ということで、6月議会の議会運営委員会の時にこの内容については確認したと思いますけれども、もう一度確認をいたします。「個人や団体を誹謗中傷し、又は名誉毀損するなど基本的人権を否定するもの」、「プライバシーを侵害するなど、個人の秘密を暴露するもの」、「係争中、調停中又は異議申し立て等紛争に関するもので、司法権の独立を侵害するもの」、「法令違反や違反行為を求めるもの等公の秩序に反するもの」、「その他、議長が審査になじまないと判断し、議会運営委員会で承認したもの」今この5つになっておりますけれども、ここに郵送のものということをつけ加えさせていただきたいということでございます。以上です。

○吉田武司委員長 以上で、議長からの説明は終了しました。今回は郵送による陳情を審議しない陳情に位置づけるか否かを御協議願いたいということでございます。それでは、各会派からご意見を願いたいと思います。

新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 新しい風です。郵送による市外からの陳情は、全国一律に出している案件も多いということで、審議しない陳情書に位置づけるということでいいと思います。

○吉田武司委員長 公明党、村田委員。

○村田富士子委員 公明党といたしましても、同じく郵送に関するものにしては、やはり市政に直接関わるという部分からかなり広がっている部分が多いので、本会議で審議するというのには当たらないということで、この中に追加していいと思います。

○吉田武司委員長 日本共産党、吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 この間の陳情の扱い方ということで、陳情の提出者が全国にまたがって、個人なのか、団体なのか、提案しているというようなこともありました。だから郵送されてくる陳情については考えていく必要があるなっていうことは共産党としても党派では意見を交換しております。ただ、かつて和光市で排出しているごみ処理、最終処分場の埋立地となっている自治体の市民の方から、ごみ問題について陳情が出されてきたということがあったかと思うんですよね。だから、そういうケースの場合、いくら他県であったとしても、その陳情をどうするのかというのは、考える必要のある案件もあるのではないかと考えているんです。その辺をどう扱うかということを経験できればなと思っています。以上です。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、吉田武司委員。

○吉田武司委員 緑風会といたしましても、新しい風、公明党と同じでこれを審議しないということではよろしいかと思えます。これに付け足すということで。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

それでは、オブザーバーの方で何かありましたらご意見をよろしくお願いいたします。

吉村委員外議員。

○吉村豪介委員外議員 一点質問をしたいのですが、郵送を取り扱わないということは、例えば市民の方が郵送で送ってきても取り扱いをしないということですか。

○吉田武司委員長 齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 市民の場合は、窓口でそのような形で対応することももちろんできますし、当日参考人としてお呼びして審査していただく可能性もありますから、今もっばらお話をさせていただいているのは、郵送で市外の方から送ってきたような場合で、こちらに参考人としてお呼びもできないような形の場合には、やはり審査することはできないことになるということだと思っております。

○吉田武司委員長 吉村委員外議員。

○吉村豪介委員外議員 そうしますと、郵送を一律ではなく、郵送で市内の方から送られてきて、全国一律で送られてきて、参考人としてこの場に呼べないような陳情は取り扱わないというような内容でよろしいでしょうか。それを取り扱うか、取り扱わないか。

○吉田武司委員長 齊藤秀雄副議長。

○齊藤秀雄副議長 陳情という意味合いを大前提に理解しておかなければ議論はできません。陳情の意味合い。どういった形で陳情は出されるのか。それを理解してから形式論にいったらいいと思う。陳情ってどんなことですか、逆に質問しますけど。陳情と請願がありますよね。陳情っていうのはどういう意味合いで出されるのか。御理解しておりますか。

○吉田武司委員長 齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 私の言い方が間違っていたかもしれなくて、混乱を招いたかもしれないです

けど、郵送に関して、こちらの窓口に持ってくるなり、手続きをとらないものに関しては、陳情として扱わないという形です。ですからそれを預かった上で、参考人なりをお呼びするという手続きはそれぞれお話しし、その中でやりますけれども、郵送として受けないということは、そこで判断をするということです。

○吉田武司委員長 ほかにご意見はございませんでしょうか。

先ほど吉田けさみ委員からお話がありました和光市に関わる他県からの陳情について、郵送できた場合はどうしますかということだったんですけれども、これについては、どうでしょうか。

齊藤秀雄副議長。

○齊藤秀雄副議長 群馬県だったと思うんですけどね、はっきりいって。群馬県の何々市だったと思うんですけど、そこで取り上げるべき話であって、こちらとしては、行政側で費用対効果ということで合意をされて搬出搬入しているわけです。それを、例えば一市民から和光市がどうしてこういう形で群馬県まで持っていつているのというのは、議会としてはなじまない話ですよ。私の考えでは、行政対行政で了解して契約を締結しての話ですから、それはあくまでもその市民が所在する市町村に訴えかけて解決すべき話で、そうしたら全国網羅されちゃいますよ。例えば今産業廃棄物のケースは岩手県までも行ってますしね。そうすると止め処もなく広がる話になるので、あくまでも私達が今申し上げているのは、和光市民が、基本的にね、和光市民が実情を訴えて対策をとってほしいというのが本来の陳情の姿ですから。それを外からアトランダムにどんどん各市町村に送りつけるということ自体、私に言わせれば説明責任はないし無責任だと思うのね。やはり陳情するからには申請書を事務局に持ってきて、なおかつこういう実情だということを説明して、なおかつ委員会で議論するとき説明できますかという環境が整わなければ受け付けられないというのが方向性だと私は理解しているんです。だから私はそういう解釈で、あくまでも和光市民で、あくまでも持参して陳情・請願の受付を頼むという流れがオーソドックスではないかと。じゃないと振り回されるばかりですよ。私ははっきり言います。前回の議会の陳情第5号と陳情第6号、私は反対していました。結果的にはその流れでした。でも議会運営委員会で採択されて、議論になりました。いらぬ時間をほとんど費やしているんですよ。こういうことがあっては、9月議会、12月議会、これからずっと続くという危惧があったので、早めにしっかりと皆さんの理解を求めて、事務局の受付体制もはっきりと環境を整えたほうがよろしいというのが今日の集まりです。今日の結論の方向性だと私は思います。

○吉田武司委員長 日本共産党、吉田けさみ委員

○吉田けさみ委員 たぶん群馬からきた処分場の関係で、樹木やなにかが枯れているんだという陳情の中身だったと思うのですけれども、そうするとやはりたしかに行政対行政の話かもしれないけれども、和光市議会としてもそういう実情を知っておいていただきたいという思いがたぶんあっての陳情だったと思うんですね。だから、そうであるならばやっぱり議会として、

単純に郵送されてきたものは受け付けないという扱いにすべきなのかなというのが。郵送されてきたものについてはそう扱うべきなのか、それともやはり本当に深刻な問題なので、和光市議会としても考えてもらいたいですという陳情であって、行政、執行部側にも働きかけられるような中身であれば、きちんと窓口に来て提出していくものについては受け付けるべきかどうかという領域というのかな、幅を広げる必要もあるような気がするんですけども。意見として。

○吉田武司委員長 齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 基本的には全部受け付けるんです。陳情というのはすべて受け付けています。その上で机上配付するなりして、それぞれの議員がそれを見た上で、一般質問なり審議を展開していくということが基本としてあるわけですので、それが全部ないがしろにされるということではないということです。だからその点で言えば、今回は枠をつきさせていただいて、郵送するものに関しては審議はだめですよ。そのかわり持参されるものに関しては審議しましょうということですから、その点に関しては制限したということではなく、そういったものも含めて、判断できるということで御了解いただきたいと思います。

○吉田武司委員長 日本共産党、吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 議長のおっしゃることの理解はできます。それで、本会議で審議しない陳情書の中の5番目の「その他、議長が審査になじまないと判断し、議会運営委員会で承認したもの」という範疇で考えていきましょうねと理解すればよろしいわけですよ。要するに形式が整っていれば受理するんですよ、ただあくまでもそれは議会運営委員会にかけてその場で判断して行って、承認されたものについては本会議にかけないという形でいいんですよ。

○吉田武司委員長 齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 今までもそのような形で皆様にお諮りしてやっております。

○吉田武司委員長 菅原委員外議員。

○菅原満委員外議員 オブザーバーですが一点。きちんと認識を一つにするためにオブザーバーの委員外議員の考えも確認されておいたほうがよろしいのではないかなというのが一点。

それから、今の最後のところのまとめでいくと、従来のその他、議長が審査になじまないと判断し、議会運営委員会で承認したものとするというので、先ほど吉田委員から指摘があったのを議会運営委員会でまた議論していくとなると、郵送の扱いについては従来と変わらないという認識にもとれるんですけども。あくまでも郵送できたものは、基本的には受理をし、本会議の審議にはならないと。あくまで全議員に配付なりされるものだというので理解でいいのか。改めて確認をさせていただきたいということでございます。

○吉田武司委員長 齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 郵送に関しては、本会議で審議しない陳情は郵送のものということで明記させていただくということ。それとともにその中で受理したものに関して、なじまないものということは、その内容等を議長判断ですね、形式が整っていれば今受け付けているわけですから。

その中で、これはどうしても和光市の行政とは離れたものに関しては、議長が判断し、議会運営委員会です承したものに関しては、さらにその中から審議しないものもあるということです。これは従来もそのような形でやらせていただきましたよね。議会開会の2日前の議会運営委員会の中で、その陳情書の扱いについては、審査いただいているわけですから、それと同じですということです。

○吉田武司委員長 日本共産党、吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 おっしゃっていることはわかりました。それで陳情権というのが法律で認められていますから、最大限その保障をしていく立場で議会が臨んでいく形でしていくという方向で、対応を図っていただきたいということは要望しておきたいと思います。

○吉田武司委員長 菅原委員外議員。

○菅原満委員外議員 陳情そのものの権利というのは、提出するというのが権利で、そこから先、審査をして可否を下すというのは、それぞれの議会に与えられた権能なり、そういったようなもので判断してやっているということだと私は認識してますので、最終的に本会議で審議に付さないから陳情権を阻害しているということは、まったくないということだと認識しておかないといけないのかなという気がいたします。従来から市民から出されている陳情自体も、はたして賛否を最終的にとるのがなじむのかなというような内容も正直私自身はそういう受け止め方をしておりますので、内容によっては委員会ですら十分審査をする、要は付託という形になると最終的に本会議に報告をして可否となりますけども、違う手法というものも先ほどの吉田けさみ委員が言ったような内容で、その陳情の趣旨をどう生かすのかというのは、また別の議論なりをされていくことが考えられるのかなという気がいたします。私自身は先ほど議長から説明があった従来の本会議で審議しない陳情書の中に郵送というものが加わるということで理解をいたしました。私の意見は以上です。

○吉田武司委員長 それでは、陳情の制度については市民の声などを市政についての要望や意見を受ける形ということになっておりますので、オブザーバーの方の各意見もお聞きしたいと思います。

赤松委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 会派はオーケーなんですけど、一点議長に聞きたいのですけれども、その他のところで、議長がなじまないと判断し、これはわかります。しかし議会運営委員会で承認しなかった場合はどうなるのか、今の議会ではそういったことはないと思うんだけど、先々。議長はなじまないと言ったけど、議会運営委員会では取り上げるといったそういうことが起きた場合、最終的にはどうされるのかなと思ひまして。

○吉田武司委員長 齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 これは議長が審査になじまないと判断し、あくまで承認をもって、審議しない陳情ということになるわけですから。そこで、議会運営委員会の中でご審査いただくということで。議長の判断とは別の判断が出る可能性もあるということです。

○吉田武司委員長 小嶋委員外議員。

○小嶋智子委員外議員 郵送されてきたものは取り扱わないということで賛成なんです、例えば市民の方が何かの御事情で自分がすぐには動けないけれども、とりあえず訴えたいというときに郵送でくるという可能性はありますよね。そういった場合は、やはり中身をみて取り扱うということにはならないのか、市外だけということなら賛成です。

○吉田武司委員長 齊藤秀雄副議長。

○齊藤秀雄副議長 明確にしておいたほうがよろしいと思います。要は郵送の2点。先ほどの意見だと皆さんのあらかたは郵送は受け付けない。受け付けないというか、市内・市外は決定していないのです。だからその辺今あやふやになっているから。本来私が申し上げたのは、あくまでも陳情の性格から言えば、役所に実情を訴えて改善をしてほしいというのが基本的な姿であれば、その訴える方の市町村に訴えればよろしいので、私の考えとしては、各市、ということとは和光市は和光市民からの陳情を受けるという枠組みを持ったほうがいいのではないかと、という提案を本来はしています。

○吉田武司委員長 齊藤克己議長

○齊藤克己議長 基本的には今郵送のものに関して審議しないというのは、小嶋委員外議員がおっしゃったような例外的なものというのは、あくまでも今その原則をお話しているわけで、それに関してはもう一度、例えば陳情者がお出しになされるなり、こちらに来てちゃんと説明ができるような市内の方であれば、タイミングで出せばいい話であって、そういったところで例外を出されてしまって話を進めるというのは、今の段階では議論が袋小路に入ってしまうんですね。だからそういうことではなくて、あくまで今は郵送によって提出してきたものに関して。これは市内・市外関係ないですけれども、そういうものに関して、こちらに提出されるようなことがない場合には、郵送だけの場合には、審議をしないということで原則をお話させていただいているということです。ですから市内のそういった方はもう一度お出しされて、自分が発言できるような時に、こちらに来て提出されるなりされればいい。そんなに機会がないということはないと思いますので、そういうことだと思いますけれども。

○吉田武司委員長 今議論いただいていることは、郵送による提出の陳情についてどう取り扱うかということでありますので、それを踏まえてのご意見をよろしく願いいたします。

安保委員外議員。

○安保友博委員外議員 私自身の見解としてはですね、陳情者が陳情をする権利というのは、とにかく一般的に広く認めなければいけないということで、陳情者が陳情をあげることに限っては制限をしないというのが原則だと思っております。その中でも例外として陳情を認めない、受け付けないというところがこのチャートで言う横の右側。受け付けはするとして、取り扱いですけれども、そこで受理をして、審査するかしないかというところの話でいくと、この部分で、議長が審査になじまないと判断し、議会運営委員会で承認したものというところの部分で足りる話だと私は思っております。郵送で取り扱わないということ、原則としてするとい

う話も先ほど議論の中でありましたけれども、その原則の中の例外として認められたことのさらにその例外という形の話はどうどうめぐりになるという話もまさにあるので、ここでいうと原則として認めるべきという話、そして例外として、これに関しては審議をしないというふうに決めるものということについては、その郵送だからしないということではなくて、それがなじまないからしないんだというところをあくまで原則に対する例外として決めておくべきだし、それで足りると私個人としては思っております。

○吉田武司委員長 齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 言わんとしていることはわかります。今おっしゃっているのは今までと同じでいいのではないかというお話ですけれども、今回それを提案させていただいたものは、それの中でやはりなじまないものが郵送で多くなってきていて、全国的に配布しているようなものが散見されると。毎回それを議会運営委員会で取り上げて、中には本会議で審議するようなケースも出てきてしまっているということです。そこを問題視して、今日提案させていただいているので、一步踏み込んだ形で認識させていただいて、そのような形で郵送するものに関しては、事務的な処理として、あくまで内容うんぬんということではなくてですね、そこで制限をさせていただくことでいいのでしょうかということでご了承いただいているところなんですよね。内容まで踏み込んでしまいますと、なじむなじまないという話になってしまいますと、すべてのことに関して、議会運営委員会で審査しなければならないということになってしまいますので、陳情書が多く出てくる傾向の中で、それが果たしていいのかどうかということで、今日取り上げていただきましたということです。

○吉田武司委員長 新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 それからもう一つ。陳情を出そうとするときにここに書かれていけば市民の人が見ますよね。そのときに郵送は審議されないんだということが市民側にもしっかりきちんと伝わっていたほうがいいと思うんですよね。審議されなかった理由というのが、それを知っていたら持っていったのにということがあるかもしれないので。もし審議しないことにするのであれば、ここに明記したほうがいいのではないかなと思います。

○吉田武司委員長 金井委員外議員。

○金井伸夫委員外議員 皆さんの御議論を聞いていて、郵送だけのものに関しては、その他の議長が審査になじまないと判断しという範疇に入ることなので、議長の提案に賛成します。

○吉田武司委員長 内山委員外議員。

○内山恵子委員外議員 私も議長の議案に賛成です。

○吉田武司委員長 吉村委員外議員。

○吉村豪介委員外議員 先ほど一点確認をさせていただいたのですけれども、今私も思っていたことは、さきの議員の質問と同様のことを先ほど聞かせていただいたのですけれども、基本的にはやはり賛成です。例外のケースをどうするのかという質問を先ほどもしたかったです

けれども、全国一律で郵送されてくるものを取り上げないというのは賛成です。

○吉田武司委員長 赤松委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 今待鳥委員がおっしゃったように、この資料は一般の人にも出ていく資料ですかね。ならばこの郵送の部分を文としてやはり付記しておかないと、そこで結構トラブルがあったりする気がする。

○吉田武司委員長 ほかによろしいですね。それでは和光市議会といたしましては、本会議でしない陳情といたしましては、個人や団体を誹謗中傷し、又は名誉毀損するなど基本的人権を否定するもの、プライバシーを侵害するなど、個人の秘密を暴露するもの、係争中、調停中又は異議申し立て等紛争に関するもので、司法権の独立を侵害するもの、法令違反や違反行為を求めるもの等公の秩序に反するもの、その他、議長が審査になじまないと判断し、議会運営委員会で承認したものの、この次に郵送によるものというのを付け加えるということを確認し、それ以外の陳情を本会議で審議することを基準としたいと思います。如何でしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

齊藤秀雄副議長。

○齊藤秀雄副議長 賛成です。ただし順番、この郵送によるものを一番上に持ってくるのが、本来の親切というものです。順番を議論していただければと思うんだよね。僕は一番上において、郵送は不可ですよ、持参して、意見して、なおかつ説明する責任まで持っているということを陳情者は持つべきなんです。ということはイの一番に知らせた方がよろしいということですが、私はそこまで言いませんけど、5番目でもいいですけど、必ずわかる表現で。要は基本的になじまない世界を明らかにしたいという意思表示なのだから、それは事務局にしても、議員にしても知っておかないといけないことです。

○吉田武司委員長 齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 それは後ほど精査してもよろしいでしょうか。基本的には、新しく追加するというので5番目として追加させていただいて、その後に議長が判断するものということで例外規定として入れさせていただく形にはなろうかと思えますけれども、後ほど精査させていただきます。

○吉田武司委員長 それについてはよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、ただいまのとおり決定しました。各会派におかれましては、周知の程、宜しくお願ひいたします。

その他として、議長から発言があります。

齊藤克己議長

○齊藤克己議長 市制45周年の関係でお話をさせていただきたいと思えます。今回、市制45周年にあたり、改選して間もないですが、和光市議会として市制45周年記念事業を実施するか否かの議会としての方向性をご協議いただき決定したいということでございます。実施する

場合、12月か3月の定例会で議場ミニコンサートを行うということも提案の一つとして考えられると思っております。市制40周年では、5年前ですね、任期4年目ということもありまして、議会主催の記念事業として小中学生が議員となって質問して、議員が答弁をすることも議会を開催しております。そのような中で、市制45周年をどうするのかご検討いただきたいと思っております。以上です。

○吉田武司委員長 以上で、議長からの説明は終了しました。それでは、各会派から実施するか否か、実施するという意見で、もし具体的な提案があれば併せて簡潔にご意見願いたいと思っております。

新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 新しい風としては、どうしてもやりたいとか、どうしてもやりたくないといった意見ではなかったもので、皆様の決定に従うということは基本ですが、もしやるとすれば、本来的には5年前からいろいろ比べると、議会改革を進めてきたわけなので、そういったことも知ってもらえたり、感じてもらうような企画とは思ったのですが、今議長がおっしゃったように1年目ですので、それはなかなか難しいということで、そうであれば、気軽に足を運んでいただけるような今御提案があった議場ミニコンサートというようなものでも、来たことがない人に来ていただいて、できればそのあとの議会の傍聴の機会につなげるとかということであれば、やっていいのではないかと思います。

○吉田武司委員長 公明党、村田委員。

○村田富士子委員 私も12月もしくは3月の日曜議会ですね。そこでミニコンサート、和光市にはたくさん人材がいらっしゃいますので、なんらかのイベントが行えればいいのかという考えです。

○吉田武司委員長 日本共産党、吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 前回行った記念事業では、小中学生が議員となって、議場を使ってやったのだけれども、かなり大掛かりな事業だったのかなという意識があります。それで今回の議長の提案でミニコンサートということで、どういった方達に参加をしていただけるのかということも、いろいろ選定の仕方があるかと思うんですけど、その辺を配慮しながら気軽に議場に立ち寄ってもらえるような、議会ってこういうところなのかとか、場所に足を運んでいただくだけでも、議会への理解も深まるのではないかと思いますので、今提案されたミニコンサートということで党としては賛成です。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、吉田武司委員。

○吉田武司委員 私達も皆さんの意見と同じで、議長提案でよろしいかと思います。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

それではオブザーバーの方からも、ご意見をよろしくお願ひしたいと思います。簡潔にお願ひできればと思います。

赤松委員外議員。

○赤松祐造委員外議員 ミニコンサートはグッドアイデアだと思います。席もいい席だしね。落語はちょっと難しいかもわかんない。そうやって大勢の人が来られるように。ただ日にちですよね。あの日曜日よりはできれば土曜日の午後とかね。午前中はボランティアやっている人はみんな来られないのでね。人集めるのであれば土曜日だけれども、日曜日は家族の日だといふので、僕ら人集めても集まらないと思います。職員にも負担になるから、土曜日の午後とか、ぜひお願いしたいと思います。

○吉田武司委員長 小嶋委員外議員。

○小嶋智子委員外議員 賛成です。

○吉田武司委員長 安保委員外議員。

○安保友博委員外議員 賛成です。

○吉田武司委員長 内山委員外議員。

○内山恵子委員外議員 賛成なんですけれども、一つアイデアで、可能かどうかわからないのですが、議場を開放して、そこで市民が椅子に座って写真を撮れるとか、そういうものもコンサートと合わせてやるというのはどうでしょうか。以上です。

○吉田武司委員長 金井委員外議員。

○金井伸夫委員外議員 ミニコンサートに賛成なんですけれども、あの前回こども議会をやったということですが、他の記念事業ではどんなことをやってきたのか、やっていないのですね。わかりました。賛成です。

○吉田武司委員長 吉村委員外議員。

○吉村豪介委員外議員 コンサートの方に賛成です。

○吉田武司委員長 菅原委員外議員。

○菅原満委員外議員 議長の提案で。ミニコンサートということなんですけれども、以前の市制40周年の時も準備から初めて、対応してほぼ一年がかりみたいな形だったので、その辺の諸準備を含めて事務局も含めて相当大変になるかと思っておりますので、十分企画の段階で練っていった方がいいのかと。これが終わるとその次は市制50周年がありますので、そういったことも含めて、いずれにしろ期は変わりますけれども、ミニコンサートという方向性については賛成です。

○吉田武司委員長 齊藤秀雄副議長。

○齊藤秀雄副議長 私もどちらかということ市制45周年というのは半端な数字なので、あまり熱を入れてやらないほうがいいのではないかと。市制50周年をメインにこれから皆さん命ある方が頑張ってやっていただくと。今回は私は淡白でいいかなという考えです。基本はね。だから議長がおっしゃるなら、それで賛同が得られるなら、それでよろしいと、プラスの考えではいます。

○吉田武司委員長 それでは、市制45周年につきましては、和光市議会としての記念事業は

実施することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは方向性につきましては、先ほどご意見をいただきましたことでもありますので、ただいまのとおり決定したいと思います。実施する方向となりましたので、何を行うか具体的な内容につきましては、ただいまの意見を踏まえ、次回の議会運営委員会で改めてご協議願いたいと思いますので、各会派におかれましても、協議の程、よろしく願いいたします。先ほど議長からありましたけれども、12月か3月の定例会で行うということで、これから協議をしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で審議事項は終了しました。次回の議会運営委員会は、8月25日火曜日9時30分から、内容は9月定例会の会期日程、市制45周年記念事業等についてです。日程調整の程、よろしく願いいたします。

次に、全議員が参加する行事について議長より連絡があります。

齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 通知をさせていただいておりますけれども、埼玉県市議会第5区議長会の議員研修会が7月31日金曜日に鴻巣市で開催されます。市役所からバスで現地へ向かうわけですが、欠席する場合は欠席届の提出をお願いいたします。また、朝霞地区議長会の議員研修会が、これは別のものですが、10月6日の火曜日午後に志木市で開催する予定となっております。これはまだ詳細が決まっておりませんが、詳細が届き次第、連絡しますのであらかじめ日程調整をお願いいたします。以上です。

○吉田武司委員長 そのほかに、何かございますか。

なければ、本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

以上で、議会運営委員会を閉会します。

午前10時25分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 吉 田 武 司